

## 坂戸・飯能地区救急医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町及び鳩山町（以下「坂戸・飯能地区」という。）における救急医療体制の整備促進及び関係者との連絡調整等救急医療に係る諸問題を協議するため、坂戸・飯能地区救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 初期救急医療体制の整備促進に関すること。
- (2) 病院群輪番制方式による第二次救急医療体制の整備及び運営に関すること。
- (3) 小児救急医療対策事業の体制整備及び運営に関すること。
- (4) 救急医療思想の普及啓発に関すること。
- (5) その他救急医療に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる関係者で構成する。

- (1) 各市町の保健衛生部課所長
- (2) 各地区医師会の代表者
- (3) 各地区歯科医師会の代表者
- (4) 第二次救急医療参加医療機関管理者
- (5) 各消防長
- (6) 各保健所長
- (7) その他の救急医療関係者

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、坂戸保健所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月9日から適用する。